

いわていきいきプラン（2021～2023）（最終案） 中間案からの主な変更内容  
 （※ 主にパブリック・コメント意見による変更であり、数値の更新や文言整理等の軽微な変更を除く）

頁	素案	最終案	修正等の理由
各論第1章 第2 在宅医療と介護の連携推進			
55	2（要約文） 住み慣れた地域で適切に在宅医療・介護が提供されるよう、地域において、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、 <u>（管理）栄養士</u> などの医療従事者はもとより、介護支援専門員や社会福祉士、介護福祉士などの介護・福祉従事者も含めた多職種が連携し、一人ひとりに適した医療や介護が包括的に提供できる体制の構築を推進します。	住み慣れた地域で適切に在宅医療・介護が提供されるよう、地域において、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、 <u>管理栄養士</u> などの医療従事者はもとより、介護支援専門員や社会福祉士、介護福祉士などの介護・福祉従事者も含めた多職種が連携し、一人ひとりに適した医療や介護が包括的に提供できる体制の構築を推進します。	在宅療養者である高齢者に対し、包括的な支援の一環として、医療と介護と連携し栄養管理・指導を行うのは、管理栄養士が想定されることから、「管理栄養士」と修正するべきとの意見を踏まえ、文言を修正。（パブリック・コメント意見）
55	【現状】 （追加）	○ <u>医療機関、介護施設等によって対応している食形態の種類や質、名称等が異なっており、高齢者が他の施設に移行した際に、栄養情報の共有が円滑に行われない場合もあります。</u>	療養者である高齢者の低栄養リスクに係る現状、課題、取組について記載するべきとの意見を踏まえ、追加。（パブリック・コメント意見）
56	【課題】 （追加）	○ <u>要介護高齢者が医療機関から自宅や介護施設等に移行した後も、適切な栄養管理が継続できるよう、医療・介護に携わる多職種間で、食形態や栄養情報を共有する必要があります。</u>	同上
56	【今後の取組】 （追加）	○ <u>安全で適切な栄養管理のもと、要介護高齢者に対し摂食嚥下機能に対応した食事を提供できるよう、医療・介護に携わる多職種間による食形態の統一化や、栄養情報の共有、食生活改善ボランティア等と一体となった食支援の取組を支援します。</u>	同上
56	【課題】 ○ 在宅療養者の生活や病態に応じて、適切な医療や介護を包括的に提供していくため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、 <u>リハビリテーション専門職</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 、 <u>（管理）栄養士</u> 、 <u>介護支援専門員</u> 、 <u>社会福祉士</u> 、 <u>介護福祉士</u> などの多職種による連携が必要です。	○ 在宅療養者の生活や病態に応じて、適切な医療や介護を包括的に提供していくため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、 <u>理学療法士</u> 、 <u>作業療法士</u> 、 <u>言語聴覚士</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>介護支援専門員</u> 、 <u>社会福祉士</u> 、 <u>介護福祉士</u> などの多職種による連携が必要です。	個々の在宅療養者の病態等に応じた多職種間の連携を主旨とした項目であり、リハビリテーション専門職と一括に表記するのではなく、能力と役割が異なる職種ごとに表記するべきとの意見を踏まえ、文言を修正。（パブリック・コメント意見）

頁	素案	最終案	修正等の理由
各論第1章 第4 介護予防と地域リハビリテーションの推進			
76	<p>1 【今後の取組】</p> <p>○ 市町村が、限られた社会資源のなかでも効果的に介護予防事業を推進することができるよう、情報交換会の開催や<u>先進的な取組事例の情報提供</u>などを行い、市町村の事業実施を支援します。</p>	<p>○ 市町村が、限られた社会資源のなかでも効果的に介護予防事業を推進することができるよう、情報交換会の開催や<u>ICT・移動サービスの導入事例の情報提供</u>などを行い、市町村の事業実施を支援します。</p>	<p>介護予防事業の推進について、今後の取組に、ICTの導入検討を加えた方がよいとの意見を踏まえ、文言を修正。(パブリック・コメント意見)</p>
76	<p>【今後の取組】</p> <p>○ 高齢者が<u>介護予防事業に参加しやすいようにするため、住民自身が主体となって運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく</u>取組を推進します。</p>	<p>○ 高齢者が<u>自発的に介護予防に取り組むことを促進するため、住民主体の通いの場が継続的に拡大していく</u>取組を推進します。</p>	<p>文章の主旨が不明瞭であり、通いの場の取組を推進する旨主旨を明確にした方がよいとの意見を踏まえ、文言を修正。(パブリック・コメント意見)</p>
77	<p>【今後の取組】</p> <p>○ 市町村を通じて、感染症予防及びまん延防止のための正しい知識の普及啓発と、通いの場の運営方法に関する助言を行い、<u>感染拡大防止に配慮した介護予防の取組</u>を推進していきます。</p>	<p>○ 市町村を通じて、感染症予防及びまん延防止のための正しい知識の普及啓発と、通いの場の運営方法に関する助言を行い、<u>ICTを活用した集合を要しない通いの場の開催など、感染拡大防止に配慮した介護予防の取組</u>を推進していきます。</p>	<p>介護予防事業の推進について、今後の取組に、過疎地域における移動サービスの検討を加えた方がよいとの意見を踏まえ、文言を修正。(パブリック・コメント意見)</p>
各論第2章 第1 介護人材の確保・育成			
87	<p>1 (2) 【今後の取組】</p> <p>○ 処遇改善加算及び令和元(2019)年10月より開始した介護職員等特定処遇改善加算の取得促進を通じて、処遇改善を図るとともに、各事業所のキャリアパス制度や雇用管理の改善等を促進します。</p>	<p>○ 処遇改善加算及び令和元(2019)年10月より開始した介護職員等特定処遇改善加算の取得促進、<u>関係団体との連携や県等が行う指導監査等</u>を通じて、処遇改善を図るとともに、各事業所のキャリアパス制度や雇用管理の改善等を促進します。</p>	<p>介護職員の処遇改善について、関係団体との連携や県等が行う指導監査で現場の取組が促進されるよう検討すべきとの意見を踏まえ、文言を追加。(パブリック・コメント意見)</p>
各論第2章 第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上			
95	<p>1 (3) 【現状】 (追加)</p>	<p>○ <u>新型コロナウイルス感染症の対応について、県では、「感染症対策チェックリスト」を作成し、施設等に具体的な感染対策を助言しているほか、高齢者施設等を対象とした感染症対策の研修会を開催し、施設等における感染防止対策を支援しています。また、大規模クラスター発生時には、いわて感染制御支援チーム</u></p>	<p>介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大対策について、記載を充実し、施設でクラスターが発生した場合の対応についても記載すべきとの意見を踏まえ、追加。(パブリック・コメント意見)</p>

頁	素案	最終案	修正等の理由
		<u>(ICAT)や災害医療派遣チーム(DMAT)のメンバーで構成される「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース」の支援を受けることも視野に、感染拡大防止に対応しています。</u>	